

別紙 1

業務委託仕様書

1 業務の名称

放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3 事業目的

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加による仕事と子育ての両立支援や放課後児童の安全・安心な居場所の確保の観点からも重要な役割を担っている。

平成 27 年度からは「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置くこととされ、放課後児童支援員となるための認定資格研修については、都道府県又は指定都市が実施することとされた。

本事業は、基準第 10 条第 3 項のいずれかに該当する者が、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的とするものである。

4 再委託の制限

（1）契約の相手方「以下「受託者」という。」は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。

（2）受託者は、本業務の一部を再委託するときは、あらかじめ鳥取県（以下「県」という。）の承認を得なければならない。ただし、契約の主要部分ではなく、再委託することが合理的なものとして以下に示す軽微なもの及びこれに準ずると認められる再委託については、この限りでない。

ア 翻訳、通訳、速記、反訳等の類

イ 印刷物のデザイン及び外注印刷の類

ウ パソコン、サーバ等のリース・レンタルの類

エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類

（3）県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、（2）の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

（4）受託者は、（2）により第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、県に対して責任を負わせなければならない。

（5）県は、（2）の承認をするときは、条件を付することができる。

5 業務内容

(1) 研修の企画・運営

ア 研修計画の作成

「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格ガイドライン」(職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について(平成27年5月21日付雇児発0521第19号)別添5)(以下「ガイドライン」という。)別紙「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目・時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等」に定める研修を実施することとし、契約締結後すみやかに研修計画を作成すること。

イ 研修の運営及び講師の確保

(ア) 研修に必要な講師を確保し、充実した研修企画を提供すること。

(イ) 当日の受付及び司会進行を行うとともに、講師との連絡、接遇等研修に必要なこと全般を担当すること。

ウ 資料の配付及び研修に必要なテキストの作成又は選定

(ア) 各種作成物については、その媒体にかかわらず、事前に県の内容確認を受けること。

(イ) 作成にあたっては、「鳥取県行政広報物ガイドライン～男女共同参画の視点に立った表現～」を踏まえた内容とし、必要に応じて県担当課の確認を受けること。

エ 報告、資料の提出等

(ア) 本業務開始前に、研修計画及び個人情報の責任体制等報告書を提出すること。

(イ) 研修毎に、受講者の履修状況を報告すること。

(ウ) 受講者アンケートを作成し、各研修終了時にアンケートを取り、集計した後、提出すること。
なお、アンケート内容は県に対し事前に協議すること。

(エ) 本業務終了後は、研修の実施状況を取りまとめ、関係書類を添えて、実績報告書を県が指定する期限までに提出すること。

オ 留意事項

(ア) 研修は 県内会場で2回(県東部1回と西部1回又は中部2回)実施すること。

(イ) 研修は3月以内に終了することを標準とし、最長でも6月のスケジュールとなるよう努めること。

(ウ) 1回あたりの定員は概ね100名程度とすること。

(エ) 研修の実施時期については、小学校の夏期・冬期・春期休暇期間及び土曜日は避けるなど、受講者の勤務時間にできるだけ配慮すること。

(オ) 講師の選定に当たっては、ガイドライン別紙「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目・時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等」の講師要件を参考に、放課後児童クラブ及び児童福祉等研修項目の内容を熟知しかつ適切に指導できる者としてすること。

なお、講師については、厚生労働省が実施する「健全育成指導者養成研修(都道府県認定資格研修講師養成研修)」を受講させること。ただし、日程等の調整が難しいなど、相当な理由がある場合は免除とする。

(カ) テキストについては、厚生労働省が推奨する「認定資格研修のポイントと講義概要」(中央法規出版株式会社)、又はこれに準じるもので放課後児童支援員等研修事業実施要綱別紙に定める

内容を網羅し、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なテキストを使用すること。

なお、その他、当該本業務の目的を達成するため、提案者が必要と考える資料等については、研修の際に使用しても差し支えない。

- (キ) 受講申し込み及び受講資格の確認については市町村で実施するが、受講者の本人確認は、受託者が研修時に住民票の写しや健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提示させることにより実施すること。

受講申込書は、クラブ等を通じて市町村がとりまとめて受託者に送付するので、受託者において受講申込書の処理及び受講決定の通知及び受講票の送付を行う。

- (ク) その他、本業務の実施及び確認に必要な打ち合わせを県と適宜行うこと。

- (ケ) 本講座の受講料は徴収しないこと。ただし、研修教材等の実費相当に係る経費については、受講者から徴収し、委託先の収入として計上すること。

(2) 放課後児童支援員認定等事務補助

ア 受講者名簿の作成

イ 留意事項

受講者の受講状況に応じて、各受講者を修了者、一部科目修了者、未修了者に区分し、受講者名簿を作成すること。

県が受講者名簿を基に修了者及び一部科目修了者について修了認定を行い、修了証の交付の決定及び印刷を行うので、修了者への発送を行うこと。

6 権利関係

- (1) 本業務による出版権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。

- (2) 所有権及び著作権、肖像権について

ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ 本業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて県に帰属することとし、企画、出演者、音楽等の権利関係を調整すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物を非独占的に使用できることとする。

ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

7 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、本業務により知り得た情報などを他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務を行うために県から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。

8 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

9 完了報告及び検査

受託者は、本業務が完了したときは、完了後 10 日以内又は令和 6 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに県に業務完了報告書（任意様式）を提出し、県の検査を受けるものとする。

10 個人情報の保護

- （１）受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない
- （２）受託者は、４の規定により本業務を県の承認を受けて第三者に再委託する場合は当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

11 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、鳥取県鳥取市を管轄とする裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権実用新案権などの著作物についての著作権者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 6 条に定めるとおりとする。

12 協議

受託者は、必要に応じて、県と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。なお、詳細は打合せによる。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外保有・利用の禁止）

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

（個人情報の引渡し）

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

（複製・複写の禁止）

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理措置）

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（事故発生時における報告）

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

（注） 甲は鳥取県、乙は受託者をいう。